

# 区域外再送信の現状について

平成20年10月8日

総務省 情報流通行政局  
地域放送課

# 区域外再送信の概要

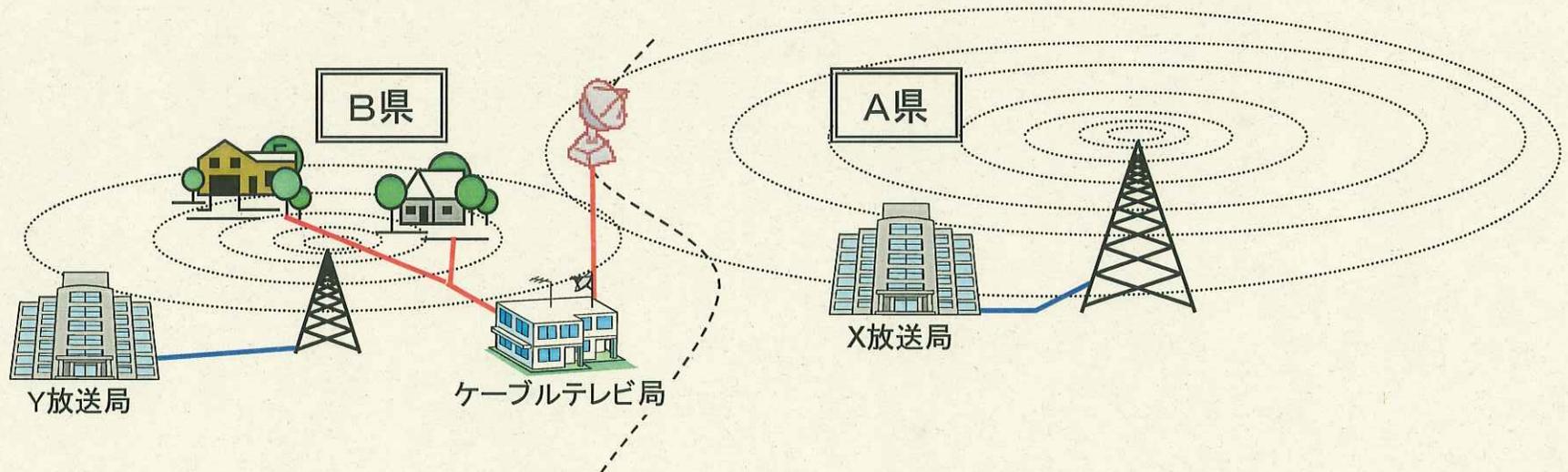


- 区域外再送信とは、地上波の放送局の放送対象地域外で、ケーブルテレビ事業者が当該放送局の放送を再送信すること。
- 放送番組が一部カットして放送される場合など、「放送事業者の放送の意図」がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するという趣旨から、ケーブルテレビ事業者は、放送局の放送を受信し、再送信するに当たっては、放送事業者の同意を得ることが必要。

(有線テレビジョン放送法第13条第2項)

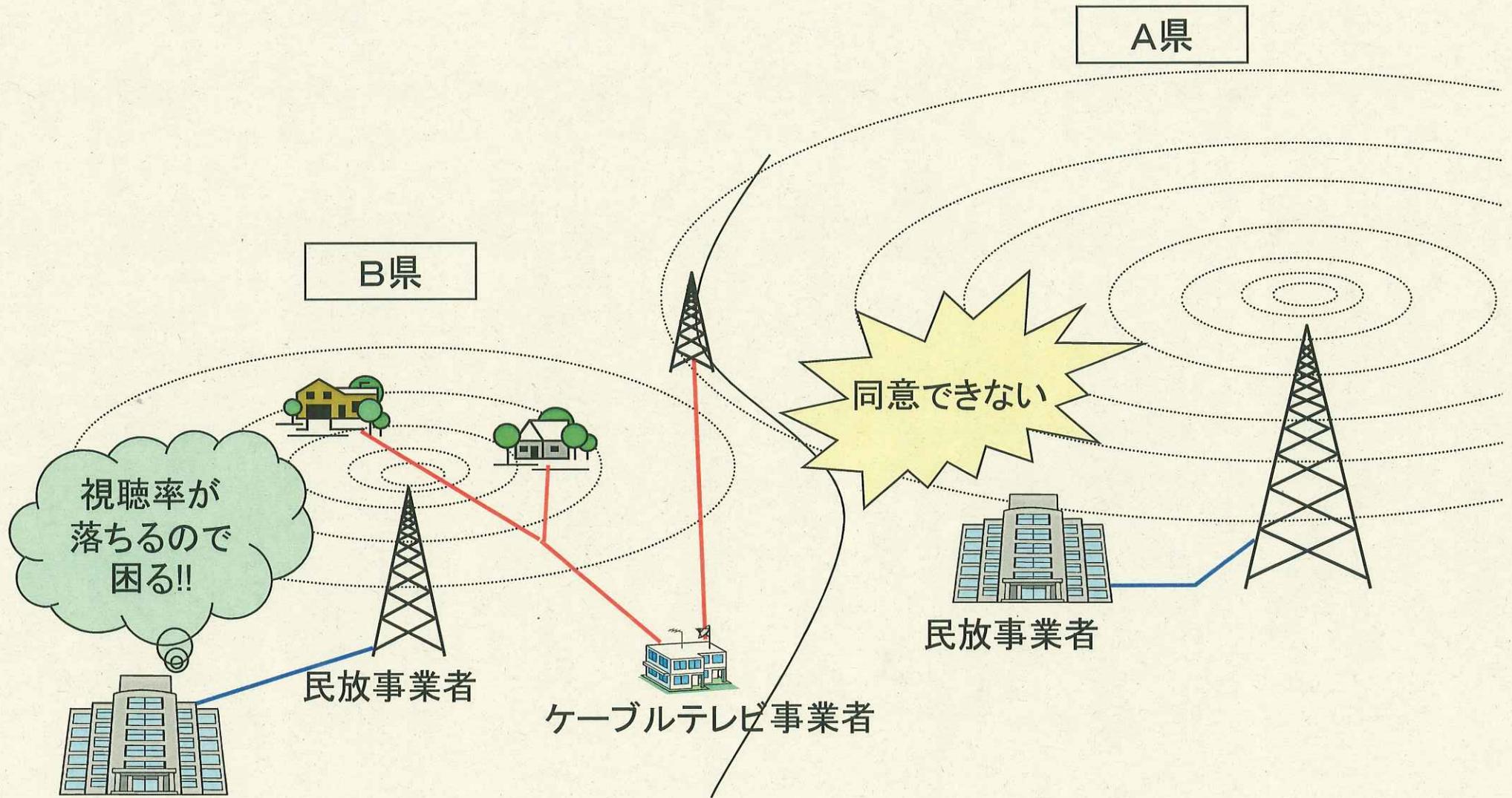
## ◇区域外再送信のイメージ

: A県を放送対象地域とするX放送局の放送を、ケーブルテレビ局が受信してB県内の世帯に再送信。

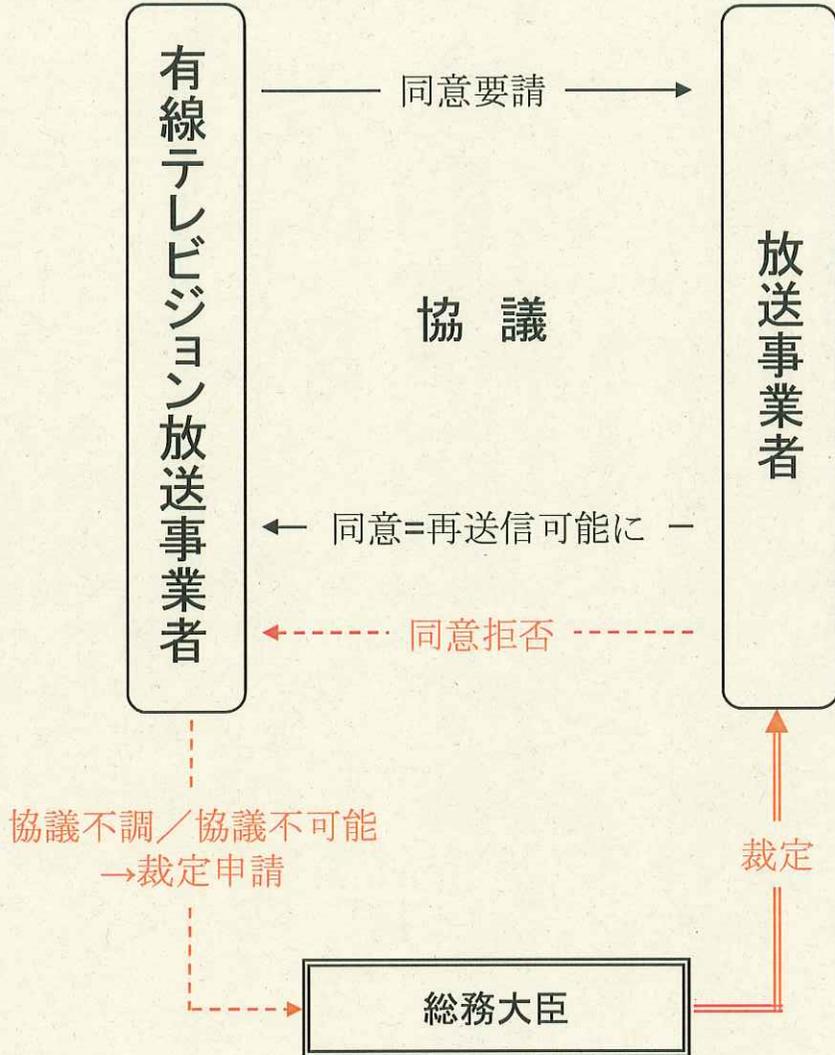




## <地元局の事情による再送信不同意>



# 再送信同意に関する規定



## ○有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)

第13条(略)

- 2 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者(放送法第2条第3号の4に規定する受託放送事業者を除く。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送事業者(電気通信役務利用放送法第2条第3項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。)の同意を得なければ、そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送(委託して行わせるもの及び電波法(昭和25年法律第131号)第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を再送信するときは、この限りでない。
- 3 有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送事業者となろうとする者を含む。)は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に対し、前項本文の同意(以下単に「同意」という。)につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。
- 4 総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 5 総務大臣は、前項の放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者がそのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

6~8(略)

同意しないことにつき正当な理由がある場合を除き、同意すべき旨を裁定。

# 過去の裁定の概要



	裁定に関する申請者・対象者		経緯
	申請者 (有線テレビジョン放送事業者)	対象者 (放送事業者)	
①	大分県のCATV4社	福岡県の民放4社 (デジタル)	<p>平成19年 3月23日:九州総合通信局に裁定の申請                      5月24日:情報通信審議会有線放送部会(第16回)に諮問                      6月11日:同部会(第17回)で関係者から意見聴取                      6月24日:同部会(第18回)で論点整理等                      7月11日:同部会(第19回)で答申案について審議                      8月9日:同部会(第20回)から答申                      8月17日:総務大臣の裁定                      10月12日:福岡県の民放4社から裁定に対する異議申立て                      11月14日:異議申立てを電波監理審議会に付議</p> <p>平成20年 8月8日:付議の取消し</p>
②	鳥取県、島根県及び 広島県のCATV9社	岡山県の民放1社 (アナログ)	<p>平成19年 5月30日:中国総合通信局に裁定の申請                      6月26日:放送事業者に意見照会                      7月17日:放送事業者から回答                      8月31日:情報通信審議会有線放送部会(第21回)に諮問                      9月26日:同部会(第22回)で個別論点について審議                      10月22日:同部会(第23回)で個別論点について審議                      11月15日:同部会(第24回)で個別論点について審議</p> <p>平成20年 1月28日:同部会(第25回)から答申                      2月8日:総務大臣の裁定</p>
	山口県のCATV2社	広島県の民放4社 (アナログ)	
③	長野県のCATV2社	在京キー局5社 (デジタル)	<p>平成19年 6月13日:信越総合通信局に裁定の申請                      7月10日:放送事業者に対して意見照会                      7月30日:放送事業者から回答</p> <p>平成20年 1月28日:情報通信審議会有線放送部会(第25回)に諮問                      3月28日:同部会(第26回)で関係者から意見聴取                      4月8日:信越総合通信局に申請取下げ                      4月10日:諮問取下げ                      6月24日:同意を得て、再送信開始</p>

# 「有線放送による放送の再送信に関する研究会」の概要



## 情報通信審議会答申(※)第91号～第94号(抄)

「なお、総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、有線テレビジョン放送の実態及び通信・放送の融合・連携の進展を踏まえ、受信者の利益の保護並びに地域ニーズに対応した多様な情報の制作、調達及び流通の促進の観点から、制度のあり方について今後幅広く検証すべき。その際は、著作権法に基づく著作権及び著作隣接権の処理の観点にも十分留意すべき。」

(※)大分県の有線テレビジョン放送事業者4社からの福岡県の放送事業者4社の再送信同意に関する裁定申請に関する諮問に対する答申(個別の判断においては、現行法に基づき、放送事業者は再送信することに全て同意しなければならない旨裁定することが適当と答申)。

## 情報通信審議会の答申における指摘を踏まえ、研究会を開催

### 1 名称

「有線放送による放送の再送信に関する研究会」

### 2 検討内容

- ・有線放送による放送の再送信に関する現状把握
- ・有線放送による放送の再送信に関する課題の整理
- ・課題に対する今後の方策の検討 等

### 3 構成員

伊東 晋(東京理科大学理工学部教授)[座長代理]

音 好宏(上智大学文学部教授)

菊池 尚人(慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構特別研究准教授)

高橋 信行(國學院大學法学部専任講師)

土佐 和生(甲南大学法科大学院教授)

長田 三紀(NPO法人東京都地域婦人団体連盟事務局次長)

(民放連、ケーブルテレビ連盟等関係者については、必要に応じヒアリング等実施。)

新美 育文(明治大学法科大学院教授)[座長]

野原 佐和子(㈱イプシ・マーケティング研究所社長)

長谷部 恭男(東京大学法学部教授)

早坂 禎子(桐蔭横浜大学法科大学院教授)

山下 東子(明海大学経済学部教授)

### 4 スケジュール

- ①10月5日、②11月8日(両連盟からヒアリング)、③11月20日(論点整理)、
- ④12月7日(中間とりまとめ審議。非公開)、⑤12月21日(中間とりまとめ審議)、
- ⑥2月8日第6回開催(パブコメ結果紹介、最終とりまとめ素案審議。非公開)、⑦3月13日(最終とりまとめ審議、ガイドライン案紹介)



## 検討の視点

再送信を取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、地上デジタル放送への円滑な移行を確保する観点から、現行制度を前提として、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的に検討。

## 提言の概要

- 再送信に係る同意をしない「正当な理由」については、再送信同意制度による放送事業者の「番組編集上の意図」の確保と、裁定制度による「受信者の利益」の確保との調和を図る観点から考えることが適当。

### 「番組編集上の意図」について考慮すべき事項

① **放送番組の同一性やチャンネルイメージ**（次の場合には、再送信を同意しない「正当な理由」に該当）

- ・ 放送番組が放送事業者等の意に反して、一部カットして放送される場合
- ・ 放送事業者等の意に反して、異時再送信される場合
- ・ 放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者等の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
- ・ 有線テレビジョン放送の施設が確実に設置できる見通しがない、施設設置の資金的基礎が十分でない等、有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
- ・ 有線テレビジョン放送の受送信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合

② **放送が受信される地域についての意図**（放送の地域性に係る意図）

- ・ 有線テレビジョン放送や受信者を取り巻く環境の変化を踏まえ、「放送の地域性に係る意図」についても裁定の基準として示すことが適当。（「放送の地域性に係る意図」と「受信者利益」との比較考量（※））

※ 「受信者の利益」の程度は、有線テレビジョン放送事業者と、再送信元の放送事業者のそれぞれが属する地域間の生活面・経済面での関連性の程度により定まるものであり、両地域間に関連性が認められる場合は、「受信者の利益」の確保の必要性が相対的に大きいことから、同意裁定となることが適当。

- 「正当な理由」の解釈や協議手続の具体的内容に関するガイドラインを総務省が策定・公表することが適当。

# 「再送信同意」に係るガイドラインの概要(協議手続関係)



## 1 協議の原則

- 放送法・有テレ法の目的を踏まえて協議を行うこと。
- 法令を遵守し、互いに誠意をもって協議を行うこと。

## 2 協議の手続

### (1) 有線テレビジョン放送事業者が新規に再送信同意を求める場合の手続を規定。

- 協議時期(有線テレビジョン放送事業者は6ヶ月前までに書面により申し込むこと(放送事業者等は速やかに協議を行えない特別の理由がある場合はその理由等を書面により明示すること)等)
- 協議に際して説明すべき事項(有線テレビジョン放送事業者は、再送信を行う区域等を説明すること等)

### (2) 有線テレビジョン放送事業者が同意の更新を求める場合の手続を規定。

- 有線テレビジョン放送事業者は期限の6ヶ月前までに書面による申込むこと((3)による更新の拒絶の通知があった場合はそれから2週間以内)等

### (3) 放送事業者等が同意の更新を拒絶しようとする場合の手続を規定。

- 期限の6ヶ月前までに書面による通知を行うこと等

※ 協議に当たって、地元放送事業者の同意は不要であることを明記。

## 3 協議手続の終了等

- 協議が調った場合には同意書を交換することを規定。
- 同意が更新されず再送信を停止する場合には既存受信者への周知期間(6ヶ月以上)が確保されること等を規定。

## 4 経過措置

- 現在明確な同意がない場合は速やかに協議を申し込むべきことを規定。
- アナログ放送の停波に当たって引き続きデジタル放送の同意を得ようとする場合には、「同意の更新」とみなすこと等を規定。

# 「再送信同意」に係るガイドラインの概要（「正当な理由」の解釈関係）



○ 有テ法第13条第5項に関し、放送事業者等が「再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合」の解釈は、原則次のとおりとする。

## 1 放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる次のいずれかの場合（従来の「5基準」と同じ）

- ① 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
- ② 意に反して、異時再送信される場合
- ③ 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者等の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
- ④ 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
- ⑤ 良質な再送信が期待できない場合

## 2 放送対象地域以外の地域での再送信である場合には、放送事業者等の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が「受信者の利益」の程度との比較衡量において許容範囲内（受忍限度内）にあるとは言えない場合

- 「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。
- 少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再送信は、再送信の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。

### （その他）

- 過去適法に同意が得られた再送信については、地域間の関連性が低い場合であっても、「受信者の利益」を適切に保護する観点から、放送のデジタル化等メディア環境の変化を踏まえ、一定期間の経過措置。
- 地元放送事業者等の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。



(放送事業者・有線テレビジョン放送事業者への通知文書)

## 1 ガイドラインの目的

「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)は、再送信の同意について有線テレビジョン放送事業者及び放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者(以下「放送事業者等」という。)の間の誠実な協議を促進し、迅速かつ適切な問題解決を図るため策定されたものです。

有線テレビジョン放送事業者及び放送事業者等におかれましては、ガイドラインを活用し、互いに誠意を持って協議していただきますようお願いいたします。

## 2 再送信同意の適正化について

有線テレビジョン放送事業者が、放送事業者等の明示の同意なく再送信を行っている場合であって、引き続き再送信を行おうとする場合には、ガイドラインⅡ4(1)又は(2)の規定に基づき、速やかに協議の申込みを行っていただきますようお願いいたします。また、放送事業者にあつては、協議の申込みがあつた場合には、真摯に対応していただきますようお願いいたします。

なお、総務省においては、有線テレビジョン放送事業者が、協議を行わず、又は協議が調わなかったにもかかわらず裁定を申請することなく、再送信を継続する場合には、当該再送信の適正化のための行政指導を行うことを検討する可能性があることを申し添えます。

## 3 フォローアップについて

総務省においては、ガイドライン施行後、管内の再送信の同意状況及び協議状況等を把握することとされていますので、有線テレビジョン放送事業者及び放送事業者におかれましては、その旨了知いただきますようお願いいたします。

なお、第1回目については、ガイドライン施行後2ヶ月を経過した時点(6月末)の状況を把握することを予定しております。